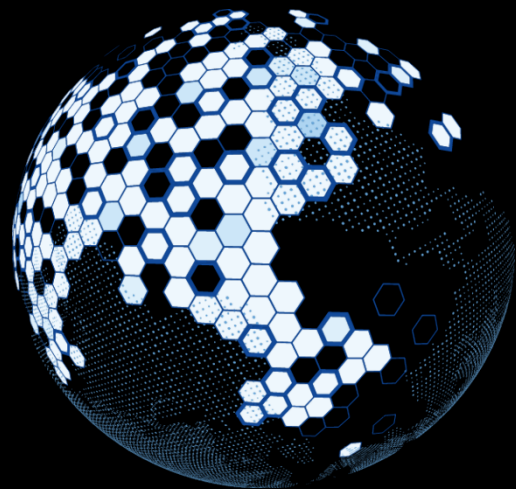


ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

税関規則違反に対する行政処 分に関する政令第128/2020 / ND-CP

2020年10月26日



概要

- 2020年10月19日、税関規則違反に対する行政処分を改正する政令第128/2020 / ND-CP号（「政令128」）が発行され、2020年12月10日に正式に発効します。
- この政令128の発効により、現在、税関違反に関する行政処分および行政決定の執行を規制する 2013年10月15日付の政令第127/2013 / ND-CP号（「政令127」）及び、政令127の多数の条項を修正および補足した2016年5月26日付の政令第45/2016 /ND-CP号（「政令45」）は失効します。
- 政令128は、行政処分の対象となる違反の範囲を拡大し、適用される罰則を大幅に引き上げています。
- 弊社では、政令128の発効による税関の行政処分制度に関する主な変更点は以下の通りです。

対象範囲

この政令の対象となる税関規則違反に対する行政処分には、次のものが含まれます。

- 税関手続への違反
- 税関検査、監督および管理への違反
- 輸出入品に対する税務管理の行政違反
- 輸出入品に関連するその他の違反

適用対象

- 税関行政違反を犯したベトナム国内の組織および個人、外国の組織および個人（ただし、ベトナムが批准する国際条約で別段の定めがない限り）
- 当政令で定められた行政違反の罰則に関連する他の機関、組織および個人

主な変更点

1

通関手続および納税申告の期限違反 (第7条)

規定の期限違反に対する罰則は、次のように補足しています。

- 税関申告時に特定されなかった税関評価を追加で調整する際、法令で規定される期限内で、追加申告を行う必要があるが、その追加申告を怠った場合
- 自動車製造組立に関する税制優遇措置または自動車裾野産業の関税優遇措置プログラムに基づいて、輸入部品に0%の関税率を申請する際に、規定の期限内に申請書を提出しなかった場合



- 規定の期限内に製造された製品の実際の標準消費量（BOM）を通知しなかった場合
- 税関検査の前又は税関検査決定前に、課税対象外商品、免税対象商品、非課税対象商品、税還付対象商品、税金非徴収の商品、又は、関税割当対象の商品を国内販売へ変更、またはその使用目的を変更した後に税関申告し、諸手続完了させた場合

2

税関申告違反 (第8条)

政令128はさらに、以下の注目すべき違反について規定しています。

- 納税額に影響を与えない範囲で、数量（10百万ドン以上の価値）、名称、種類、品質、関税評価額、原産地、および課税対象となる輸入品のコードを誤って申告する場合
- 関税評価に影響を与えない範囲で、税関申告書に規定される買手及び売手の特別な関係を申告しなかった場合
- 保税工場または保税倉庫に持ち込まれた商品及び、保税工場または保税倉庫から海外に輸出された商品の数量（10百万ドン以上の価値）、名称、種類、および原産地を誤って申告する場合
- 税関申告者が自ら違反を発見した場合の罰則及び、規定の期限後に追加申告する場合



主な変更点

3

納税申告に違反した結果、納税額の不足、免税、減税、還付又は未徴税額の増加 (第9条)

税金債務の不足、免税、減税、還付又は未徴税額の増加要因となる不正確な納税申告には以下が含まれます。

- 加工製品の生産または輸出に使用されていない輸入原材料および消耗品の量についてファイナライゼーションレポートを作成する。
- ベトナムの領土内における加工品または輸出品の製造施設を持たずに、加工、輸出用生産の目的で輸入品を申告する。または、輸出品の加工または生産のための輸入原材料または消耗品に適した機械または設備を所有していない。

不十分な税務申告、又は、免税、減税、還付又は未徴税額の増加に対して計算されるペナルティを次のように補足しています。

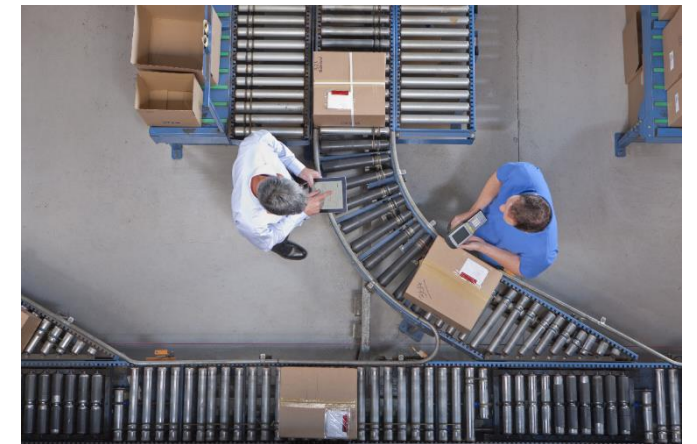
- 納税者がファイナライゼーションレポートの追加申告の期限後、税関当局からの調査決定の発行前に、納税者が自己で誤り等を発見して税務書類を補足する場合は10%のペナルティ課せられる。
- 税関当局が調査時に、税関申告に登録された商品が（実際の支払い及び追加調整を含め）関税評価として適切に申告されていないことを発見し、企業がまだ追加申告を行っていない場合、20%のペナルティが課せられる。

4

税関調査での違反 (第11条)

次の違反に対する罰則を補足しています。

- 会計帳簿および税関申告と矛盾するファイナライゼーションレポートの作成
- 税関当局からの調査の決定に従わないケース
- 「Vietnam duty not paid」のスタンプを押さずに免税店で商品の販売
- 免税店での輸出入が禁止または停止されている商品の販売
- 輸出または輸入された商品または輸送手段に関連する文書の不提供、または不十分な内容または提出の遅延





主な変更点

5

税関監督違反 (第12条)

ペナルティは5百万ドンから80百万ドンの範囲で課せられます（現行法令では最大ペナルティは60百万ドンであり、政令128で増加します）。

注目すべき追加規定：

- ・ 輸出加工企業は、加工活動および輸出生産または企業の活動から生ずるスクラップおよび不良品の処分について、管轄税関当局に通知しなかった場合
- ・ 航空機、免税倉庫から免税店まで商品を輸送する（及びその逆のケースも含む）際に税関当局に通知してない、または同意を得られなかった場合
- ・ 税関当局の監督下で商品を輸送する際に、税関または運送業者のシールが無傷のままであることを確認しなかった、又は、税関シールまたはキャリアシールを偽造し、商品が消費された場合、ペナルティは増加します。

6

脱税に対するペナルティ (第14条)

脱税の行為について下記の通り補足されています。

- ・ 輸出用に加工された製品を構成する輸出税の対象となる国内で購入された原材料および消耗品について無申告の場合
- ・ 加工製品を構成する輸出原材料、消耗品、およびコンポーネントの価値の誤申告により、ベトナムに再輸入された場合の加工製品の免税額を増加させる場合

- ・ 脱税目的で商品を輸入するために荷送人との協力

刑事事件にはならない程度の違反を犯した納税者に対するペナルティは、個人も組織も等しく適用されます（現行法令では個人と組織とは、異なるペナルティレートが適用されています）。

- ・ 脱税額の増加がない場合、その脱税額の1倍の罰金。
- ・ 脱税額の増加がある場合、増加する状況ごとにペナルティが0.2倍ずつ増加しますが、脱税額の3倍を超えないようにします。





その他の重要な変更

7 違反に対するその他の行政処分

内容	政令128 (新政令)	政令 127 及び 政令 45 (現行政令)
酌量すべき事情（第3条）	2 項目	3 項目
税関における行政処分の免除（第6条）	4 項目	7 項目
税関の取締に関する違反（第13条）	1百万ドンから80百万ドン までのペナルティ	1百万ドンから 60百万ドン までのペナルティ
ベトナムの安全、政治、経済、社会、外交関係に影響を与える誤った国家主権またはその他の内容を示す画像または内容を含む商品の取引、輸送、または譲渡のための輸出、輸入、一時的な輸入および再輸出（第16条）	10百万ドンから 100百万 ドンまでのペナルティ	規定なし
ベトナム原産の偽造品の移転及び譲渡のための輸出、輸入、一時輸入および再輸出（第17条）	10百万ドンから 100百万 ドンまでのペナルティ	規定なし
関税割当、免許、管理、基準および規制に従った商品の輸出入に関する違反（第18条）	2百万ドンから 50百万ドン までのペナルティ	個別規定なし
指定輸出業者または輸入業者のリストにある商品の輸出入に関する違反（第19条）	30百万ドンから 50百万ド ンまでのペナルティ	規定なし
再輸出のための一時的輸入、商品の再輸入のための一時的輸出に関する違反（第20条）	20百万ドンから 100百万 ドンまでのペナルティ	個別規定なし
輸入品の表示に関する違反（第22条）	500千ドンから 60百万ド ンまでのペナルティ	規定なし



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District, Hanoi
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678
Website: www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1, Ho Chi Minh City
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750
Email: deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited